

4 離婚後の財産分与請求

事務的で淡々とした内容証明と言えそうだが…



解説 = 事例

離婚は成立しているが、**財産分与処理が未解決である元・夫婦の間の、元・妻からの請求事案である。**

財産と言っても、不動産はマンション一つであり、このような財産分与はどこにでもあるケースかと思われる。代償金をいくらにするか？当然そこが争いの核心になろう。結果としては、何度も内容証明をやりとりしなければならないケースだと思われる。

離婚した後に、ある一定期間において 財産分与を求めたケースである。

ご無沙汰しております。

私は平成〇〇年〇〇月〇〇日に、貴方と協議により離婚しましたが、解決しなければならない問題が、今日までそのままになっております。

と言いますのも、当時の貴方は極めて感情的であり、冷静な話ができないままに離婚届を出した経緯があり、結果としては私の権利であります財産分与の話し合いが進まないままに今日に至っております。

つきましては、結婚後に二人で築いた財産の半分を、私に分与されるよう請求申し上げます。

財産としては、マンションと預金があるわけですが、預金の半分は当然として、マンションについては分割するわけにもいかず、代償金でもって補っていただきたいと思っております。

その金額については、固定資産税等の基準額か路線価格等を参考にされて、貴方の考えられる金額をお示しいただきたいと思っております。

つきましては、上記お答えを、来る平成〇〇年〇〇月〇日までに文書でいただきますようお願い申し上げます。

平成〇〇年〇月〇〇日

大阪市□□区□□□町 456-33

大阪 華子

〇〇県☆☆市〇□町 1600-23
大阪 太郎 様